

保育料減額申請書【みなし寡婦(夫)用】

年 月 日

(提出先)足立区教育委員会 子ども施設入園課

住 所 足立区

保護者氏名

電話番号

児童氏名	生年月日	保育施設名
	年 月 日生	
	年 月 日生	

寡婦(夫)のみなし適用について、以下のとおり申請します。

私は、保育料の算定に用いる住民税課税年度の前年12月31日時点で、婚姻歴がない(結婚したことがない)ひとり親世帯であり、地方税法に規定する寡婦(夫)控除の対象とならないため、寡婦(夫)のみなし適用を申請します。

申請に虚偽がある場合は、寡婦(夫)のみなし適用によって決定した保育料の減額分を返還いたします。また、寡婦(夫)控除のみなし適用の申請にあたり、区が住民税の課税状況を照会することに同意します。

年 月 日 氏名

■申請に必要な添付書類

- 1 **児童扶養手当証書(有効期限内のもの)の写し**{児童扶養手当証書をお持ちでない場合は、戸籍謄本(全部事項証明)の写し(3か月以内に発行したもの)でも可}
- 2 保育料算定年度の課税証明書{所得や控除内容がすべて記載されているもの(=省略のないもの)}
※2の課税証明書は、保育料算定に用いる年度の住民税が足立区以外で課税されている方のみ、提出が必要です。

■適用予定期間

- 1 適用開始から翌8月末日まで。適用開始は子ども施設入園課で**申請を受理した月の翌月分の保育料**からです。(ただし、月の初日に子ども施設入園課で申請を受理した場合は当月から適用。) また、新規入所者に限り、入所中に申請を受理した場合は当月から適用。

■注意点

- 1 **生活保護を受給している方、住民税非課税の方、婚姻歴のあるひとり親世帯など地方税法に規定する寡婦(夫)に該当する方は本制度の対象外です。**
- 2 寡婦(夫)とみなして、地方税法に規定する所得控除を適用した上で、住民税額を再計算します。ただし、**再計算の結果**、保育料階層区分に変更が生じない等の理由で**保育料が下がらない場合もあります。**
- 3 寡婦(夫)控除のみなし適用は、保育料の算定のみ用いるものであり、住民税額そのものの変更になるものではありません。
- 4 寡婦(夫)のみなし適用申請者が他の減額申請事由に該当する場合は、合わせて減額申請することができます。